

水資源機構 第3回契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成22年1月12日(木) 本社会議室	
委員	田中俊充(弁護士) 矢橋農吾(大学名誉教授) 西谷隆亘(大学名誉教授) 高橋 明(水資源機構監事)	
審議対象	1. 現行の随意契約見直し計画について 2. 平成20年度契約の競争性のない随意契約に関する点検について 3. 平成21年度随意契約案件について	
【施設管理規程等に規定された機構施設の国又は地方公共団体等への管理委託等】 【国又は地方公共団体以外の者に委託する施設管理等】	1. 現行の随意契約見直し計画についての点検・審議	
	委員	機構事務局
	・資料の見直し後とは、平成18年度こういった見直し計画の考え方に沿って、または、先ほどあった提案に沿って、変えてみたらこうでしたということか。	・そのとおりです。
	2. 平成20年度契約の競争性のない随意契約に関する点検についての点検・審議	
	・国交省との契約が幾つかあるが、レーダー雨量計の管理業務に関連して、機械の管理だけか。データ整理などはどのようにしているのか。	・機械の保守点検・データの配信のための通信関係の業務の委託で、データの整理は含まれておりません。
	・競争性のない随意契約によらざるを得ない理由が、「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」とあるが、土地改良区からどんな情報をもらっているのか。	・土地改良区は、土地改良法によって設立された法人で、機構の事業着手前から水利を保ちながら管理しており、かつ機構の事業完了後も末端の施設を管理することから委託しています。本件を類別するに当たり、別紙の類型区分のどれに該当するか検討し当該項目を選択したものです。
・情報の提供を受ける者の読み方は、秘密情報だから限定されると受け取れる。従って、区分表の最後の「類型区分に該当しない」としていいのではないか。類型区分とは別に、特定の情報について、その情報をその相手からしか入手が不可能、あるいは著しく困難であると書いたらどうか。	・類型区分に当てはめて書かなければいけないのかどうか、確認します。土地改良区への随契の根拠となるものとして、もう一度検討し直して、どの随契理由が適切なのか考え直したいと思います。	

水資源機構 第3回契約監視委員会 審議概要

【災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等】	・緊急性から、競争ができないとの考え方だが、落札率が100%以下のところが何カ所もあるのは、どのような形で契約するのか。	・着手後に数量が決まった段階で見積もり徴取をすることで、業者側が見積もった見積金額がその金額以下であれば、落札率が100%未満になることもあり得ます。
	・予定価格を超えることもあるということか。	・超えることはありません。
	・緊急を要するのだから超えても契約をしなければならぬのではないのか。上限に納めてもらうということか。	・価格が折り合わなかったら協議することとなっており、基本的には予定価格を超えることはあり得ません。
	・緊急を要する場合というのは、数として過去にもあったのか。	・緊急を要する契約は、18年度が9件、7,600万円、19年度は8件で、31億円、20年度は12件で23億円です。金額は大きく増えた理由は、滝沢ダムの斜面変動等に対する対応工事によるものです。
【電力、ガス等ライフラインの継続供給】	・電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約しているとあるが、「最も有利な商品を選択し」とは具体的にはどういうことか。	・保有している携帯電話のそれぞれのプランの中で、最適な安いプランに絶えず見直しております。
	・点検前に自ら改善することとした内容ということだが、点検というのはいつの時点をいうのか。	・点検とは、契約監視委員会による点検になるかと思えます。
【庁舎、宿舍等の土地建物賃借料】	・宿舍の賃貸の場合は、原則として競争はあり得ないのではないのか。継続の場合はもちろん新規の場合も、機構の方でこの場所を借りたいというのが先行するならば、その場所の所有者以外はない。従って、具体的な根拠あるいは事由について、そんなに神経を使って書くほどのものではないのではないのか。	・当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定されという書きぶりですが、これは区分表による表現をそのまま使っております。
【リース物品の継続借料】	・特になし。	

水資源機構 第3回契約監視委員会 審議概要

<p>【特許技術、著作権の対象となる契約】</p>	<p>・随契事由が全て「行政が目的とする情報を得るため」となっているが、特許とか著作権に関する情報でない限りは、それぞれ事業の項目に沿って書かれるべきではないか。</p>	<p>・土地改良区の件と同様に、類型区分に当てはめて書かなければいけないのか確認します。</p>
<p>【建物の賃貸条件として維持補修業者が特定されているもの】</p>	<p>・事務所の清掃業務が賃貸契約の中でどういう位置を占めているかは、契約書の内容で決まるが、どうなっているか。</p>	<p>・契約書の中に記載があるか、他の覚書等に賃貸条件として業者が特定されているか確認します。</p>
<p>【法令、条件等により相手方が特定されている業務】</p>	<p>・法令、条例で特定されているのだから、議論の余地はないのではないか。条例は、地方公共団体の条例のことか。</p>	<p>・そうです。</p>
	<p>・浄化槽処理業務の理由の記載によると、地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているとのことだが、法令、条例等があるのか。また、その取決めを変えられる可能性があるのか。</p>	<p>・条例なのか、どのレベルなのかはわかりませんが、名張市のホームページに当該処理業者1者のみ、指定されています。</p>
	<p>・A4横の区分表だが、随意契約事由別という区分表は、当機構が抽出した事由だと思っていたが、総務省が指定しているものか。</p>	<p>・そうです。これは総務省から示された区分です。従って、先ほどの特許の件ですとか著作権は、本当はもう1項目あってしかるべきと考えていますが、該当する項目がこの区分の中にないので行政目的を達成するためを選んだ次第です。</p>
	<p>・様式中に再就職の役員の数があるが、これは何を意味するのか。</p>	<p>・相手方に機構の退職者で、かつ、役員がいるかいないか、いる場合はその数を書くというように理解しております。</p>
<p>【まとめ】</p>	<p>競争性のない随意契約によらざるを得ない事由に関する記載について、あるいは、選択した項目について若干、工夫し検討することを含め、事務局案を了承する。</p>	
	<p style="text-align: center;">3. 平成21年度随意契約案件に関する点検・審議</p>	
<p>(1) 電磁誘導法によるPC鋼線発錆・破断調査業務</p>	<p>・PC管の肉圧を測るわけだが、ヒビとか錆というのは全経路について調べるの</p>	<p>・全面的ではなく、代表的な箇所について1,000mmは16管、1,350mmは8管</p>

水資源機構 第3回契約監視委員会 審議概要

(2) 減量通水状態におけるトンネル調査技術のための共同技術開発	か。	といった形での調査を実施します。
	・事務局案で随意契約することを了承する。	
	・この調査は、水中部分と空中部分と両方行うのか。	・基本的には、水の上の部分の詳細に調査していくものです。
	・事務局案で随意契約することを了承する。	・

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

財務部契約課長

小出 裕之 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長

星野 博 (内線 4631)